

食の安全・安心確保交付金（拡充）

2,513(2,702)百万円

対策のポイント

地方の自主性の下、農畜水産物の安全性の確保、家畜の伝染性疾病・作物の病害虫の発生予防・まん延防止、地域における食育の推進のための取組を進めます。

（都道府県等の自主性・独創性）

都道府県等の裁量の下で事業メニューの選択、事業実施地区の採択、地区別の交付金配分などが行われ、地方の自主性を生かした事業が実施されます。地方が提案する独自の事業メニューを実施することも可能です。

（緊急時への機動的な対応）

平成17年度に茨城県を中心に発生した高病原性鳥インフルエンザの侵入・まん延防止対策や平成18年度のポジティブリスト制度スタートに向けた国内の体制整備などに活用されました。

政策目標

国産農産物を汚染する特定の有害物質等の摂取を許容量を超えないように抑制

家畜伝染病・養殖水産動物の特定疾病の発生予防・まん延防止
重要病害虫のまん延の防止と環境に配慮した病害虫管理体制の構築
食事バランスガイドを参考に食生活を送っている人の割合の向上

< 内容 >

1. 事業内容

都道府県等は、次の各分野について、地域の実態を踏まえて具体的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な事業を総合的に実施します。

[対象分野]

- (1) 農畜水産物の安全性の確保
- (2) 家畜の伝染性疾病・作物の病害虫の発生予防・まん延防止
- (3) 地域における食育の推進

なお、平成19年度においては、薬剤による土壌洗浄技術等のカドミウムのリスク低減技術の評価、地域における「教育ファーム」の推進（教育ファーム推進計画作成に向けた取組等）が取組内容として追加されました。

- 2. 事業実施主体 都道府県、市町村、農業者団体等
- 3. 交付率 定額（1/2以内、1/3以内、9/10以内、10/10）
- 4. 事業実施期間 平成17年度～21年度

【担当課：消費・安全局 総務課（03）3591-4830】